

# 大 会 日 程

第1日目 10月22日(土)

9:30	受付	存心館1階玄関ホール
10:30	自由報告A 存心館3階802教室	自由報告B 存心館3階803教室
12:30		
昼 休 み		
13:50	テーマセッションA 存心館3階804教室	テーマセッションB 存心館2階702教室
16:50	テーマセッションC 存心館3階803教室	テーマセッションD 存心館3階811教室
17:00	総 会	存心館2階701教室
17:40		
18:00	懇 親 会	諒友館地下食堂
19:30		

第2日目 10月23日(日)

9:00	受付	存心館1階玄関ホール
10:00	自由報告C 存心館3階802教室	自由報告D 存心館3階803教室
12:00		
昼 休 み		
13:20	シンポジウム	存心館2階701教室
16:50		
16:50	閉会式	存心館2階701教室
17:00		

会員控室 存心館3階801教室

理 事 会	21日(金)	16:00 - 17:30	朱雀キャンパス205教室
新理事会	21日(金)	17:30 - 18:30	朱雀キャンパス205教室
編集委員会	22日(土)	12:30 - 13:50	存心館3階810教室
研究委員会	23日(日)	12:00 - 13:20	存心館3階810教室
テーマセッション打ち合わせ	22日(土)	昼休み	
・セッションA	存心館3階804教室	・セッションB	存心館2階704教室
・セッションC	存心館3階806教室	・セッションD	存心館3階811教室
・セッションE	存心館2階705教室	・セッションF	存心館3階807教室
シンポジウム打ち合わせ	23日(日)	昼休み	存心館3階806教室

22日(土)

10：30—12：30

自由報告A

存心館3階802教室

司会：武内 謙治（九州大学）

A1 矯正教育の構造に関する男子少年院へのフォローアップ調査分析（1）

○五味 靖（中央大学大学院）  
山本 宏樹（一橋大学大学院）  
岡邊 健（山口大学）  
後藤 弘子（千葉大学）  
平井 秀幸（四天王寺大学）

我々は、2009年に医療少年院を除く全国47少年院で行われた「生活と意識に関する調査」の対象者のうち、当時長期処遇施設の新入時にあった男子少年に対し、中間期と出院準備期にフォローアップの質問紙調査を行った。本報告では、計三回のパネル調査の基礎集計から、施設内処遇の過程における男子在院少年の諸特徴と意識を概観することで、今日の矯正教育の一端を明らかにすることを試みる。

A2 矯正教育の構造に関する男子少年院へのフォローアップ調査分析（2）

○山本 宏樹（一橋大学大学院）  
岡邊 健（山口大学）  
五味 靖（中央大学大学院）  
後藤 弘子（千葉大学）  
平井 秀幸（四天王寺大学）

我々は、2009年に医療少年院を除く全国47少年院で行われた「生活と意識に関する調査」の対象者のうち、当時長期処遇施設の新入時にあった男子少年に対し、中間期と出院準備期にフォローアップの質問紙調査を行った。計三回のパネル調査に基づき、本報告では特に、施設内処遇を通じて表れた少年たちの心境の変化に関して、その変化がいかなる要因によって規定されているかを多角的に明らかにすることを目的としている。

A3 更生保護ボランティアにおける現状と課題：質的研究からの一考察

鴨志田 康弘（東洋大学）

高齢者犯罪の増加、累犯障害者問題の顕在化、そして、薬物事犯などにおけるアディクション問題など、近年の犯罪を巡る状況は、認知件数が減少する一方、その質・内容において、より複雑化しつつある。本研究は、このように犯罪を巡る状況が複雑化する中、ボランティアとして更生保護事業に携わる人たち（保護司など）を対象にインタビュー調査を行い、そのデータを質的研究の手法を用いて分析を行ったものである。

22日(土)

10：30—12：30

自由報告B

存心館3階803教室

司会：齊藤 知範（科学警察研究所）

B1 ESS(ヨーロッパ社会調査)の新モジュールである「Trust in Justice」に見る日本人の刑罰意識と司法への信頼(日本調査の結果)

○浜井 浩一(龍谷大学)  
○津島 昌寛(龍谷大学)

本報告は、EU の補助金研究である「Trust in Justice(ESS 新モジュール)」開発プロジェクトに参加する形で実施した日本調査の結果報告である。裁判など刑事司法への信頼度や刑罰意識を EU 諸国の結果と比較検討するほか、本調査においては、調査員による訪問留置き調査のほか、同じ質問紙を使用したネット調査も併せて実施しており、訪問型(世論)調査のネット調査での代替可能性についても検討する。

B2 学校教育における体罰的暴力の連鎖－教職課程履修者に対する意識調査に基づいて－  
吉田 卓司(藍野大学)

11年間にわたり約 1150 人の教職課程履修者に行った体罰に関する調査の結果に基づき、「児童・生徒期の体罰体験者ないしは目撃経験者」には、未経験者に比して、教員による体罰を肯定的に認識する傾向がみられ、被罰経験と体罰肯定観との相関性があることを明らかにする。また、体罰肯定観の形成につき、本人が直接体罰を受けたか、目撃経験のみかは有意な差異が認められない点にも着目して報告したい。

B3 新しい視点からの犯罪不安規定要因の検討

○上田 光明(静岡県立大学)  
○津富 宏(静岡県立大学)

全国調査である JGSS や内閣府の調査では、人々の犯罪不安の程度が年によって異なることが示されているが、これまでの研究で犯罪不安と関連するとされた要因（性別、年齢、学歴、収入、子供の有無）ではこのような変化は説明できない。そこで、本報告では、これまでの研究にはなかった、社会情勢を反映する思われる変数を用いて犯罪不安の規定要因を探る。

22日(土)

13:50—16:50

テーマセッションA

少年司法を取り巻く状況の変化と家裁調査官による社会調査

存心館3階804教室

コーディネーター・司会：岡田 行雄（熊本大学）

少年司法においては、科学主義に基づく、家裁調査官による社会調査が、大きな役割を果してきた。しかし、この社会調査については少年法改正の対象ではなかったにもかかわらず、この間の少年司法を取り巻く状況の変化によって大きな影響が生じていると指摘されている。そこで、本セッションでは、そうした指摘が実際に妥当しているのかを明らかにしたい。そして、それが妥当しているとすれば、よりよい少年司法の構築に向けてどのような課題があるのかも検討したい。

1 少年司法を取り巻く状況の変化と家裁調査官による社会調査への影響

岡田 行雄（熊本大学）

本報告においては、1980年代の家裁調査官をめぐる家裁内部での状況変化以降、3度の少年法改正、2004年の家裁調査官研修所の廃止、さらには、裁判員裁判の導入等の少年司法を取り巻く状況の変化が、家裁調査官による社会調査にどのような影響を与えるのかについて、従前の研究のみならず、報告者が実施した調査官へのアンケートや関係者へのインタビュー等を通じて明らかにすることにしたい。

2 少年係家裁調査官が直面している状況変化

○森野 俊裕（京都家庭裁判所職員団体）

○野瀬 喜寿（京都家庭裁判所職員団体）

本報告では、家裁調査官研修所等での研修、全司法労働組合での活動、さらには実際の社会調査における経験等を通して、報告者が家裁調査官として勤務し始めてから現在に至るまでの間に、家裁調査官を取り巻く状況にどのような変化が生じたのか、そして、そこから実際の社会調査にどのような影響が生じているのかを明らかにすることにしたい。

3 弁護士付添人から見た社会調査の変化と付添人活動の課題

安西 敦（香川県弁護士会）

本報告では、少年司法における付添人活動を通して実感している社会調査の現状と、日弁連子どもの権利委員会による取り組み等を通して把握されている社会調査の変化を明らかにするとともに、こうした変化を踏まえて、より良い少年司法を実現するために、付添人ないし弁護人としてどのような活動が必要となるかについても提示することにしたい。

22日(土)

13:50—16:50

テーマセッションB

犯罪対策からみる犯罪説明理論の相違

存心館2階702教室

コーディネーター・司会：作田 誠一郎（山梨学院短期大学）

指定討論者：朴 元奎（北九州市立大学）

話題提供者：齋藤 知範（科学警察研究所）

平野 孝典（大阪大学大学院）

上田 光明（静岡県立大学）

竹中 祐二（京都府立大学）

犯罪学研究の王道ともいえる犯罪説明理論の研究の最新の動向は、ボンド理論を修正したセルフコントロール理論、アノミー論を発展させた制度的アノミー論、総合的アノミー論、社会解体論をベースとした集団効果理論など、様々な理論が乱立する錯綜とした状況にあると言えるが、わが国では、それらの理論が理解されているとはいえず、その紹介すら不十分な状況である。そこで、本テーマセッションでは、それらの最新の理論からいくつかを選び、1) その概略の紹介を通して最新の犯罪説明理論の主張の理解を深めること、2) 理論のインプリケーションの違いが顕著に現れる領域の一つとして政策提言に着目し、それぞれの立場からの政策的提言について考察することを目的とする。各々の理論に基づく前提仮説はどのように異なり、その違いは犯罪対策へのアプローチや考え方の違いにどのような形で現れるのか、また、それは実現可能なものかどうかなどといった観点から話題提供者に報告してもらい、討論の時間を設けて、理論主導の犯罪対策の長所や問題点、各理論の知見と政策的提言は実践の場面でどのような形で利用可能かどうかなどの論点について活発な議論を行いたい。

第一報告者の齋藤知範（科学警察研究所）は、犯罪を取り巻く具体的な環境の諸要素に着目し、被害の発生を状況的な側面から説明しようとする日常活動理論に着目し、①この理論の現代的意義、②この理論を援用した犯罪対策の可能性とその得失、③理論の検証を試みる上での実証的課題などについて考察する。

第二報告者の平野孝典（大阪大学大学院）は、集団・地域・国家といった集合体の犯罪率の規定要因を明らかにするマクロ理論である制度的アノミー論に着目し、犯罪率の規定要因はアノミーという文化的要因と、社会制度のパワーバランスの不均衡という構造的要因の2つであると主張する同理論の主張から、集合体レベルでの犯罪予防のためには、アノミーを抑制し、社会制度のパワーバランスを均衡させる必要があると展開し、その実現可能性を論じる。

第三報告者の上田光明（静岡県立大学）は、多くの実証研究がなされているコントロール理論、特にその最新の主張であるセルフコントロール理論の近年の展開を紹介し、その理論が前提とする人間像および社会像や、依拠する犯罪に関する事実から導かれる、政策的インプリケーションを紹介する。

第四報告者の竹中祐二（京都府立大学）は、上の3人の報告者とは異なった視点—アウトプット（政策）の面一から考察する。具体的には、報告者自身が参加しているBBS（Big Brothers and Sisters）活動を中心とした、地域社会での更生保護活動において観察される現象について整理し、それらと犯罪説明理論との関わりを考察する。

22日(土)

13:50—16:50

テーマセッションC

存心館3階803教室

## 犯罪不安とリスク社会

コーディネーター・司会：杉山 和明（流通経済大学）

本テーマセッションでは、犯罪不安に関する多岐に渡る議論のなかでも、リスク社会化の議論を踏まえて空間・環境と犯罪不安・統制の問題を扱う理論、ならびに犯罪不安に関する質的調査による知見の概要を整理することを目的とする。各々の分野における認識枠組みの共通点と相違点を明らかにし、学会内での今後の議論につなげたい。

### 1 境界と犯罪不安の関係

赤羽 由起夫（筑波大学大学院・日本学術振興会）

人々の感じる犯罪不安の大小を左右するものとして、犯罪のない安全な領域と犯罪のある危険な領域との境界の重要性が指摘されている。その一方で、リスク社会論においては、こういった境界の消滅が指摘されている。本報告では、これらの議論を踏まえつつ、境界と犯罪不安の関係について理論的に考察することによって、人々の犯罪不安を理解するためのモデルについて検討する。

### 2 批判地政学と不安感一重層化する空間スケールの視点から—杉山 和明（流通経済大学）

国際政治の分析枠組として提起された「感情の衝突」論（モイジ 2009-2010）によれば、国家・地域に特有の感情の文化によって、日常生活における他者への態度のみならず国際政治も左右されるという。本報告では、グローバルからローカルにいたる空間スケールを飛び越えて不安感が生起する過程を跡づける、近年の英語圏地理学（批判地政学）の議論を紹介し、日常の問題としての他者にたいする恐れや排除を、地政学的な布置に基づく文化の問題として捉え返す。

### 3 「割れ窓理論」の諸前提—ニューヨークの街路と政治—

山本 奈生（佛教大学）

ゼロ年代日本における犯罪政策の、ひとつの特徴が「空間」に対する注視であるとして、その代表的理論は「割れ窓理論」であったといえるだろう。その「理論」の概要については広く知られているが、しかし、その出自と政治的文脈については、奇妙なほど語られることが少ない。ここでは、「割れ窓理論」が 80 年代後半～90 年代前半におけるニューヨークの保守政治的（あるいは中産階層によるコミュニタリアニズムの）文脈に埋め込まれていることを明らかにしたい。

### 4 公共空間の私的領域化—監視カメラの歴史的変遷を通して—

朝田 佳尚（京都大学大学院・日本学術振興会）

グローバリゼーションに象徴される社会的な流動性の上昇は、現代社会を不確実なものにすると同時に、社会生活における個々人のリスクを増大させた。例えば、「安全・安心」に対する要望の高まりはその代表例だろう。とりわけ、「犯罪の増加」言説は急速に広まり、それに呼応するように社会空間の管理に対する要望も高まった。本報告は、こうした社会のリスク化を監視カメラの歴史的な変遷を通して検討しようと試みる。

### 5 警備業によるリスク増大化の可能性

田中 智仁（仙台大学）

逮捕後に「警備会社と契約している家には金があると思った」と供述した侵入盗犯がいた。また、多額の現金を保管していた警備業者の営業所が犯罪被害に遭うケースもあった。犯罪被害のリスクを低減するための警備契約によって、犯罪被害のリスクが増大化したのである。このような逆説的な状況について、本報告では被害者学理論に依拠しながら、複数の事例を質的に考察するとともに、警備業の現状と課題を明らかにする。

22日(土)

13:50—16:50

テーマセッションD

存心館3階811教室

犯罪者にどこまでの介入が認められるか

コーディネーター・司会：中條 晋一郎（ノースアジア大学）

話題提供者：上野 友靖（法務省）

：原田 豊（科学警察研究所）

刑務所や少年院などの施設内処遇は、犯罪者や非行少年の自由を拘束し、その「社会復帰」や「立ち直り」のために、個々の問題性に対応した働きかけがなされており、その外的的な特徴は、公権力による個人に対する「介入」ないしは「干渉」とみることができる。その介入ないしは干渉は、犯罪という形で他者の利益を現に侵害し、そしてそのまま放置すればさらなる侵害するおそれがあり、それらに対処するという目的において正当化される（侵害原理）。しかし、刑務所や少年院などの処遇プログラムは、再犯を防ぐ、などの消極的な効果にとどまらず、犯罪者や非行少年の「社会復帰」や「立ち直り」を促すため、つまりは「本人のためになるから」という理由で、職員による熱心な働きかけがなされている。これらは「パターナリズム」、すなわち、その状況をそのまま放置することによってその個人自身の利益が侵害されるという理由で、その個人の行動に介入・干渉する原理に基づいて行われていると考えられる。パターナリズムは、何らかの要因によって自己決定・自己実現の不完全な者にとって利益的な介入・干渉の在り方といえる。

しかしここで問題なのは、「本人のため」という名目で、その人格や権利を逆に侵害するような介入・干渉がなされる危険性もあるということであり、働きかけをする相手にとって真に望ましい介入・干渉とはどのようなものなのか、つまり「正当なパターナリズム」とは何かが常に問われなければならない。

そこで、犯罪者・非行少年に対する処遇における「正当なパターナリズム」とは何かを、自由な議論の中で、様々な角度から探ってみたいというのが、本ラウンドテーブル・ディスカッションの趣旨である。

議論を進めるにあたって、2名の方に話題提供を依頼している。上野友靖氏（法務省）には、パターナリズム論の知見をもちつつ少年矯正に携わる実務家の立場から、原田豊会員（科学警察研究所）には、刑務所からの満期釈放者に対する調査結果に基づいて、それぞれ話題提供をしていただく。しかし話題提供は最小限にとどめ、フロアも交えた自由な議論をメインに据える。折角のラウンドテーブル・ディスカッションである。パネリストやコメントーターの見解を聴くよりもまずは自分が語りたい、犯罪者・非行少年の処遇に関する自らの理論、もしくは実践について語りたいという方に、是非ともご参集いただきたい。

## テーマセッションE

存心館2階701教室

## 当事者が語ることの意味、当事者が語ることを聞くことの意味

コーディネーター・司会：津富 宏（静岡県立大学）

当事者が語り、（専門家である）非当事者が聞くという場が、さまざまな場面で用意されるようになってきた。本セッションでは、このような従来とは異なる文脈において、起きている出会いが、当事者と非当事者にとってどのような意味をもたらしているかを考えたい。

## 1 出院者が少年院で話すことの相乗効果

野田 詠氏（アドラムキリスト教会）

少年院体験者が少年院にいる後輩たちに体験を話すことは、①出院後の不安を抱える在院生に対しては、同じ道を辿った先輩の再生ストーリーとして、希望や再生に向けての具体的な示唆や未来への希望を与え、②体験を話す側に対しては、どういう話をすべきかという整理を通じて、後輩である在院生たち、その場におられる教官の方々に恥じない生き方をしていかねばという力と責任を与え、自制心や自律心をも産み落していく。

## 2 「アディクションからの解放と希望」というメッセージ

加藤 武士（特定非営利活動法人京都DARC）

アディクトから回復におけるメッセージを聞き、自らの人生において大きなインパクトを与えた。経験を共有することで苦しみから癒され、ドラッグを使わない日々が伸びる。私自身も回復の過程においてメッセージを伝えだしたとき、「役立たずの存在」から「意味のある人生」にゆっくりと移り変わってきた。回復者モデルを基に「ドラッグを必要としない生き方」を支え、回復を歩むアディクトの居場所を広げてゆきたい。

## 3 当事者の語りを聞くということ

高畠 智則（浪速少年院）

近年、当院では野田さんをはじめとした少年院出院者の話を聞く機会が年に数回設けられている。少年院入院に至るまでの経過や、入院中の気持ち、出院後待ち受けていたもの等の内容を聞くことによって、法務教官として、また一個人として感じたこと、考えたことを述べるので、「当事者が語ることの意味、当事者が語ることを聞くことの意味」を考える一助としていただきたい。

## 4 当事者と非当事者がともに活動することの意義—刑事法学の視点から—

丸山 泰弘（立正大学）

刑事司法の分野において必要とされる福祉への関心から罪を犯した人への支援が注目されている。さらに、薬物犯罪などのように治療的な支援が求められる場面もある。これらの支援が提供されなかつた人たちへの支援や治療機会の提供が拡充されるべきであるが、その主体が誰なのかが問われている。本報告では、「日本版ドラッグ・コート構想」の理論と実践を通して当事者の語りを聞き、ともに活動することの意義について検討をしたい。

## 5 当事者と非当事者の連携／パートナーシップが切り開く新たな可能性

仲野 由佳理（日本映画大学）

当事者と専門家の関係は、“語る主体”と物語の協働制作者という新たな関係性へと発展しつつある。しかし、いまだ「専門家の権威化」「経験の権威化」など、留意すべき問題が山積しており、ただ「（互いの）話を聞いて参考になった」だけに終わることも少なくない。こうした事態を越えて、より積極的な連携／パートナーシップの可能性を探るため、「ナラティヴ・コミュニティ」を手がかりに「当事者の語り」と専門家が会う意義を考察する。

22日(土)

13:50—16:50

テーマセッションF

少年司法における被害者「参加」の現状と課題

存心館3階802教室

コーディネーター・司会：山口直也（立命館大学）

本テーマセッションでは、「子ども（少年）の権利」の観点を基軸に置きつつ、少年司法における被害者「参加」の現状を理論・実務の両面から検討する。主たる議論の対象は、「刑事に関する手続の参加の機会を拡充するための制度の整備」（犯罪被害者基本法18条関連）の一環として行われてきている、I. 被害者の少年審判傍聴・意見聴取、II. 少年院処遇における被害者視点教育及びIII. 仮退院審理における意見等聴取、保護観察中における心情等伝達である。

## 1 少年審判における被害者「参加」の実情と課題

伊藤由紀夫（全司法労働組合）

本報告では、家庭裁判所調査官としての立場から、主として、①被害者による少年審判傍聴（少年法22条の4）及び②被害者意見聴取（同9条の2）の現状を、特に①施行後に少年審判の現場で起きている問題を中心に紹介・分析する。併せて、③審判状況説明（同22条の6）、④被害者に対する通知（同31条の2）等の現状についても報告する。

## 2 少年院処遇における被害者視点教育と被害者の関与

池田正興（龍谷大学）

本報告では、法務教官として少年矯正の現場に携わってきた立場から、主として、①少年院における被害者視点教育（平成17年通達）の現状と課題を、匿名個別事例の分析を通して明らかにする。併せて、②加害者処遇状況の通知（平成19年通達）及び③少年簿への被害者関連情報の記載等の現状についても報告する。

## 3 更生保護段階における被害者の関与

西崎勝則（法務省保護局）

本報告では、被害者担当保護観察官として更生保護の現場に携わった立場から、主として、①意見等聴取制度（更生保護法42条（38条1項））及び②心情等伝達制度（同65条）の現状と課題を、匿名個別事例の分析を通して明らかにする。併せて、③被害者等通知制度（平成19年通達）及び④保護観察における贖罪教育の現状についても報告する。

## 4 少年司法における被害者「参加」の理論的問題点

森久智江（立命館大学）

本報告では、研究者の立場から、憲法、国際人権法等の観点から被害者の法的地位について検討し、少年司法手続全体への被害者「参加」の理論的問題点を、同じく憲法、国際人権法の観点から導かれる子ども（少年）の権利論から分析する。なお、理論的検討にあたっては、1～3の実務報告に現れた問題点を中心に報告する。

\*なお、本セッションでは、開始に先立って報告レジュメ集を配布する。そこには、1～4の報告レジュメの他、1～3の内容に関する比較法検討レジュメ（アメリカ（山口）、イギリス（高橋有紀・一橋大学大学院）、ドイツ（友田博之・立正大学）、フランス（上野芳久・関東学院大学）、オーストラリア（森久）等）も含める予定である。

23日(日)

10:00—12:00

自由報告C

存心館3階802教室

司会：宮澤 節生（青山学院大学）

C1 東日本大震災後の犯罪問題（1）これまでの災害と犯罪の研究について

○齊藤 豊治（大阪商業大学）  
岡本 英生（甲南女子大学）

一般的に災害のあとというのは、犯罪発生数が減少するものであり、東日本大震災後の被災地でも犯罪発生総数は減少しているようである。しかし、震災に便乗した侵入盗などは数多く報告されており、その数はまだ増えると思われる。このような東日本大震災後の犯罪の発生状況を理論的に説明する手がかりとするため、これまでの災害と犯罪の関係について検討した内外の研究成果を概観・整理する。

C2 東日本大震災後の犯罪問題（2）新聞報道から見る東日本大震災後の犯罪

○岡本 英生（甲南女子大学）  
齊藤 豊治（大阪商業大学）

東日本大震災後の被災地では、犯罪発生の総数は減少しているものの、侵入盗などの便乗犯罪が数多く報道されている。また、被災地以外でも、義援金詐欺・窃盗などさまざまな犯罪が発生している。このような東日本大震災後に発生した犯罪について、新聞報道された事件に基づき、阪神・淡路大震災後の場合と比較し、検討する。

C3 犯罪少年への処罰感情に影響を及ぼす要因について

○松原 英世（愛媛大学）  
岡本 英生（甲南女子大学）

犯罪をした少年に対して人々が厳しい処罰感情を抱く場合、それはどのような要因によるものであろうか。実証的データに基づきつつ、犯罪の内容、犯罪少年の特徴といった犯罪に直接的に係わる要因だけでなく、それを評価する側（受けとめ手側の人々）の要因も含めて検討する。

23日(日)

10:00—12:00

自由報告D

存心館3階803教室

司会：野田 陽子（淑徳大学）

D1 食品企業の逸脱過程は何によって影響されるのか—機会・コントロール—

宝月 誠（立命館大学）

本報告は日本の食品企業の逸脱を事例にし、企業はどのように逸脱するのかを考える。食品企業が関与する逸脱はいろいろあるが、主に消費者に健康被害をもたらす行為や信頼性を損なう偽装、不正を取り上げる。主要理論は企業逸脱の説明変数に逸脱の「機会」と「コントロール」を重視する。食品企業の場合もこれらは影響するが、逸脱組織の形成・継続過程を説明するには関係者の相互作用や社会関係、意味世界を含む理論が必要である。

D2 薬物問題に対するEUアプローチと脱犯罪化統制

佐藤 哲彦（関西学院大学）

EUにおける薬物政策はメンバー各との主権事項であり、EUとしてまとめた薬物政策はない。ところが薬物の流通はメンバー各国に限られず、EU内外を通じてもたらされる。そこでEUは欧州アプローチと呼ばれる域内に通じる独特の対策スキームをもち、それを核としてメンバー国家内部の機関が独自に連携する形で薬物問題に対処している。今回の報告ではその概要と、そのアプローチがもつ社会学的含意について考えてみたい。

D3 国際犯罪と積極的国家論

安藤 泰子（青山学院大学）

昨今、重大な国際犯罪が世界各地で多発する中で、重大犯罪を犯した個人の刑事責任を追求するための国際刑事裁判所規程が1998年に採択された。しかし、何をもって重大な国際犯罪とするのかという枢要な問題については時代の推移や法文化の変化とともに本概念も変容ないし変遷していくと思料される。本報告では重大な国際犯罪の定義と同規程に示された対象犯罪について、特に我が国がどのような国家論をもって取り組むべきか考察する。

## シンポジウム

## 存心館2階701教室

刑務所とはなにか—刑務所に入ることが、なぜ刑罰でありうるのか—

コーディネーター・司会：赤池 一将（龍谷大学）

近年の刑罰問題への人々の関心には目を見張るものがある。しかし、多くの言葉を費やして、行為者の責任、科すべき刑の軽重、受刑生活の実情を検討しながら、なぜ、罪の重さを抽象的な時間で測り、その期間、移動の自由を奪い、労働を科し、矯正を行うことが刑罰として觀念されるのかという問いは語られず、「刑罰＝刑務所」という等式は自明視されてきた。刑務所に帰るがために犯罪を繰り返す一群の受刑者の増加が認められるとき、刑務所収容の自明性とその社会的機能に関する学際的検討を行い、この特殊な刑罰形態の意味を考えることにしたい。

## 1 長い近世—イギリスにおける刑罰の複数性—

栗田 和典（静岡県立大学）

イギリスでは1779年に懲治監獄法が成立し、1816年にミルバンク監獄が開設された。それゆえ、18世紀と19世紀の交に焦点をおいた刑罰改革の研究は多い。しかし、たとえば、1560年代に設立されたブライドウェル矯正院や1718年に成立した流刑は19世紀半ばまで継続した。刑罰の展開は長期的な視野から複数性のなかで検討する必要がある。報告では、刑罰と司法の試行をあとづけながら、刑務所が選択される状況を検討する。

## 2 刑法学はなぜ刑務所を語らなくなったのか

内田 博文（神戸学院大学）

刑法学の観点から、なぜ、刑法学の学的関心が厳罰化動向のなかで刑罰論に傾斜しながら、その分析対象が量刑とその基礎としての責任、そして、これに対応するかぎりで觀念される抽象化された刑罰に限定されることになったのか、また、その検討が刑務所収容という刑罰の具体的かつ支配的形式の歴史的意義とその社会的機能への関心をもてずにいるのかを考える。

## 3 刑罰への心象—刑務所では何が行われているのか—

新海 浩之（千葉刑務所）

法律家・研究者が捉える自由刑と、刑罰を受ける主体（犯罪者）が経験する自由刑は同一のものではない。そしてその執行を担当する矯正職員が把握する自由刑もまた異なっている。もちろん、自由刑の執行場所として刑務所が置かれている状況はこの認識の隔たりと無縁ではない。現在、この隔たりは犯罪問題に対する関心の高まりと、刑事収容施設法による「改善待遇」の導入やPFI刑務所の出現に伴ってより深刻になっているように思われる。実務家として、刑務所の現状を踏まえながら考察したい。

## 4 刑務所の構造と機能を分析する

横山 實（國學院大學）

まず、刑務所を職員階層、予算配分等のあり方を踏まえて、国の施設として運営されるその構造を明らかにし、次いで、受刑者の拘禁とともに、この構造のなかで刑務所に期待された機能を、社会復帰モデルの浸透、最近の厳罰化傾向などの推移の動態として捉える。最後に、高齢化社会の進行のなかで、多くの高齢者を収容する施設を取り上げ、これを構造と機能の両者の側面から分析を行う。

## 5 犯罪統制としての刑事拘禁と施設外統制

本田 宏治（日本学術振興会）

犯罪行為のなかには、施設内での刑事拘禁よりも、施設外での統制が望ましいとされるものがある。その場合の統制とはフォーマルな統制をさすが、施設外でのすべての統制がフォーマルなものとは限らない。なかには、インフォーマルな統制のもとにおかれている犯罪もある。そこで本報告では、施設外の視点から培われた知識を踏まえ、刑罰機能が刑事拘禁という形態をとっている状況について考察することにしたい。

## 連絡事項

- \* 大会参加費 会員および当日一般参加者 1000円(2日間有効)  
学部学生の当日参加者 無料
- \* 懇親会費(22日(土)) 4000円  
会場：諒友館地下食堂
- \* 昼食 添付の「大会校からのご案内」を参照下さい。
- \* 大会当日のコピーサービスはありません。大会校も学会事務局ともにコピー依頼はお受け致しませんので、コピーは近隣のコンビニエンスストア等をご利用願います。
- \* クロークは設置致しません。
- \* 校内に駐車場はございません。公共交通機関をご利用ください。
- \* 立命館大学キャンパス内は、全面禁煙です。喫煙は所定の喫煙場所でお願いいたします。

立命館大学ホームページ

[http://www.ritsumei.jp/index\\_j.html](http://www.ritsumei.jp/index_j.html)

立命館大学衣笠キャンパス アクセスガイド

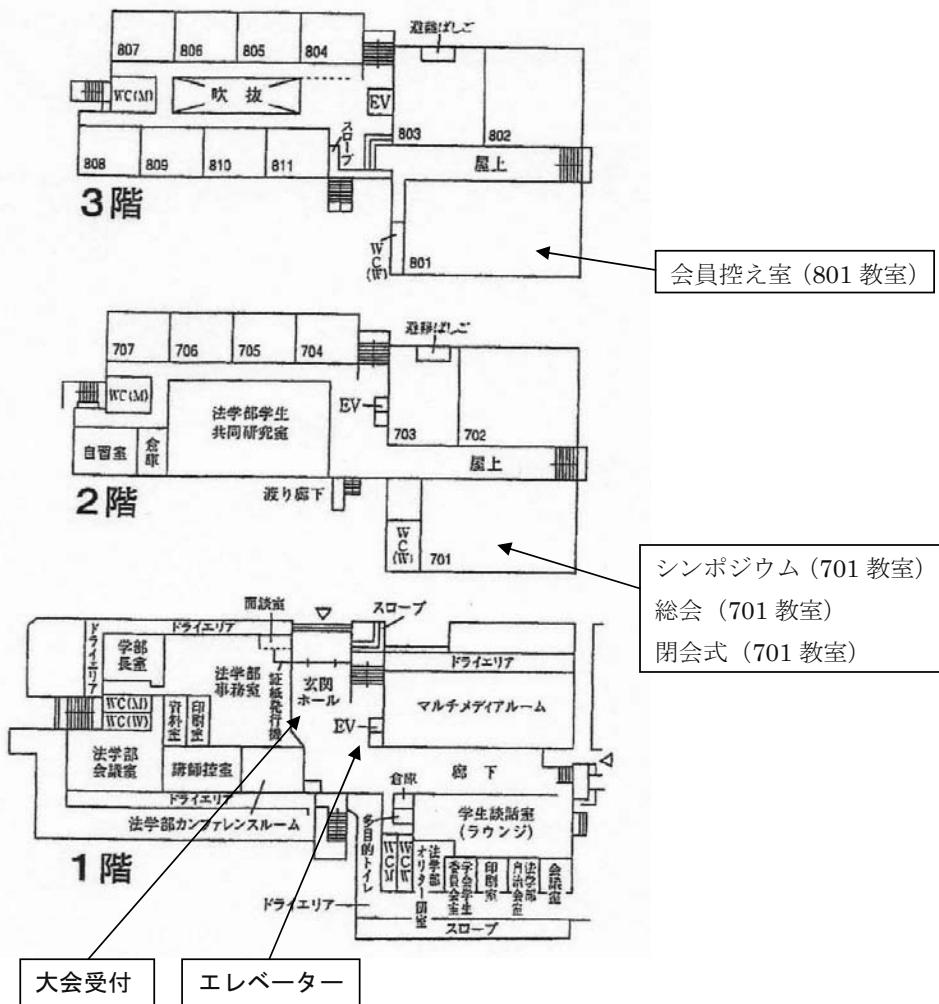
[http://www.ritsumei.jp/accessmap/accessmap\\_kinugasa\\_j.html](http://www.ritsumei.jp/accessmap/accessmap_kinugasa_j.html)

立命館大学衣笠キャンパス キャンパスマップ

[http://www.ritsumei.jp/campusmap/index\\_j.html](http://www.ritsumei.jp/campusmap/index_j.html)

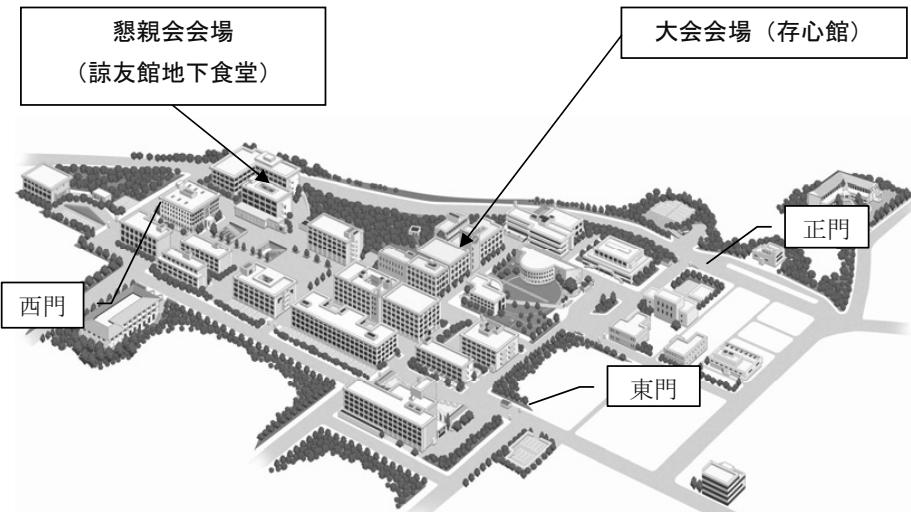
# 会場案内図

## 立命館大学 衣笠キャンパス「存心館」



●22日（土）の懇親会は、「諒友館」地下食堂で行われます。

# キャンパスマップ・アクセスマップ



JR・近鉄 京都駅 (烏丸中央口)	市バス 50 (京都駅B2りば) ※ 快速205 (京都駅B3りば)	立命館大学前 (終点) 約35分	市バス 205 (京都駅B3りば) 衣笠校舎 徒歩 約10分	
京都駅 (西改札)	JRバス 高雄・京北線 (京都駅JR3番のりば)	立命館大学前 約30分		
阪急 西院駅	市バス 205 約20分 ※ 快速202 快速203	立命館大学前 (終点) 約20分	衣笠校舎 徒歩 約10分	
西京福 駅	京福電鉄 嵐山本線・北野線	龍安寺駅 徒歩 約6分		
阪急 大宮駅	市バス 55 約20分	立命館大学前 (終点)	立命館大学 衣笠キャンパス	
京阪 三条駅	市バス 15 約30分	立命館大学前 (終点)		
	市バス 59 約30分	立命館大学前		
JR・地下鉄 二条駅	市バス 15 55 約15分	立命館大学前 (終点)		
JR 円町駅	市バス 15 快速202 ※ 快速205 約10分	立命館大学前 (終点)		
	市バス 204 205 約10分	衣笠校舎 徒歩 約10分		

※土日・連休

